

適切な意思決定支援に関する指針

入院される患者さまにおかれましては、疾患を抱えられて治療、療養、生活を送るにあたり、いろいろな意思決定を必要とする時があると思います。

私たち職員は、患者さまおよびご家族や関係者の皆さまの意思を尊重するとともに、その意志決定が実現できるように適切な支援を行います。

支援を行う場面となるのは、

1. がんの末期のように、予後が数日から長くとも 2～3 ヶ月と予測ができる場合
2. 慢性疾患の急性増悪を繰り返し予後不良に陥る場合
3. 脳血管疾患の後遺症や老衰など数ヶ月から数年にかけ死を迎える場合

などが考えられます。

このようなケースも含めて、近年の社会的背景を踏まえ、
当院の「適切な意思決定支援に関する指針」を以下のように定めます。

1.人生の最終段階における医療選択（具体的な医療・ケアの方針） の意思決定支援

1) ご本人の意思が確認できる場合

・ご本人による意思決定を基本とし、ご家族の関与していただきながら、厚生労働省の「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスにおけるガイドライン」を参考に、医療・ケアチームが協力し、医療・ケアの方針を決定します。決定内容はカルテに記載します。

・時間の経過や心身の状態の変化、医学的評価の変更、患者さまやご家族を取り巻く環境の変化などにより意思は変化することがあります。

医療・ケアチームは、ご本人が自らの意思をその都度示すことができ、伝えることができるように支援します。また、ご本人が自らの意思を伝えることができなくなる可能性のある場合には、そのような時の対応について、あらかじめご家族等を含めた話し合いを行います。

2) ご本人の意思が確認できない場合

・ご家族等がご本人の意思を推定できる場合

ご家族等の推定される意思を尊重し、ご本人にとっての最善である医療・ケアの方針を医療・ケアチームとともに慎重に検討し決定します。

・ご家族等がご本人の意思を推定できない場合

ご本人にとって何が最善であるかについて、ご本人に代わる者としてご家族等と医療・ケアチームにより十分に話し合いを行い決定します。

・ご家族がいない場合

ご本人にとっての最善である医療・ケアの方針を医療・ケアチームが、慎重に検討し決定します。

2. 認知症などで自らが意思決定をすることが困難な患者さまの意思決定支援

障害や認知症などで自らが意思決定をすることが困難な場合は、厚生労働省の「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」を参考に、できる限りご本人の意思を尊重、反映できるように、ご家族及び関係者と医療・ケアチームが関与しながら意思決定の支援を行います。

3. 身寄りのない患者さまの意思決定支援

身寄りのない患者さまにおける医療・ケアの方針についての決定プロセスは、本人の判断能力の程度や入院費用など資力の有無、信頼できる関係者の有無などにより状況が異なります。ご本人の意思を尊重し、厚生労働省の「身寄りがいない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」を参考に、介護・福祉サービスや行政とも関わりを持ちながら、その意思決定の支援を行います。

参考資料

・「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスにおけるガイドライン」

厚生労働省 平成 30 年 3 月 改定

・「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」

厚生労働省 平成 30 年 6 月

・「身寄りがいない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」 研究代表者 山縣 然太郎

附則

この指針は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。